



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
10 月 19 日
第 4493 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告 示

- ※日常生活に係る低炭素社会づくり指針の一部改正（温暖化対策課） 1
- 国土調査の指定（県民活動生活課） 1
- 地籍調査事業計画の変更（県民活動生活課） 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（循環社会推進課） ... 2
- 保安林予定森林の通知（森林保全課） 3
- 保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課） 3

○ 公 告

- 国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課） 3
- 平成30年度ふぐ調理師試験実施公告（生活衛生課） 4
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課） 5
- 一般競争入札の公告（下水道課） 6
- 随意契約の相手方決定の公告（監理課） 10

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀） 10

告 示

滋賀県告示第444号

日常生活に係る低炭素社会づくり指針（平成23年滋賀県告示第468号）の一部を次のように改正する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

別表第1第2項第1号ア中「第77条第1項」を「第144条第1項」に改める。

付 則

この告示は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日から施行する。

滋賀県告示第445号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、長浜市新居町の一部の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定の年月日 平成30年10月1日

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
長浜市	長浜市新居町の一部	平成30年10月1日から 平成34年3月31日まで

滋賀県告示第446号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大津市	大津市膳所の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
彦根市	彦根市新海町の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
長浜市	長浜市木尾、高月町唐川および今荘の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
	長浜市高月町東物部の一部	平成30. 10. 2から 平成31. 3. 31まで
近江八幡市	近江八幡市東町の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
草津市	草津市草津の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
守山市	守山市勝部の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
甲賀市	甲賀市貴生川の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
野洲市	野洲市妙光寺の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
湖南市	湖南市岩根花園の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
高島市	高島市五十川の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
東近江市	東近江市種町、上羽田町、尻無町および福堂町の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
米原市	米原市宇賀野、池下および長沢の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
日野町	蒲生郡日野町大字十禅師および西大路の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
竜王町	蒲生郡竜王町大字山之上の一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
愛荘町	愛知郡愛荘町大字竹原、元持、荻間、下八木、常安寺、深草および東出の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
豊郷町	犬上郡豊郷町大字四十九院および吉田の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
甲良町	犬上郡甲良町大字長寺、北落および池寺西ヶ岡の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで
多賀町	犬上郡多賀町大字河内、久徳および多賀の各一部	平成30. 4. 2から 平成31. 3. 31まで

滋賀県告示第447号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

指 定 区 域	埋立地の区分
湖南市朝国字平山1番の一部、1番512の一部、1番514の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号)第13条の2第1号 の埋立地

滋賀県告示第448号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 栗東市東坂字心行路300、301、302-1、302-2、303から308まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第449号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告**国土調査の成果の認証公告**

野洲市南桜V地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 野洲市
- 2 調査を行った時期 平成20年6月から平成22年3月まで
- 3 成果の名称 野洲市南桜V地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 野洲市南桜V地区

5 認証年月日 平成30年10月12日

国土調査の成果の認証公告

野洲市南桜Ⅵ地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 野洲市
- 2 調査を行った時期 平成22年7月から平成24年4月まで
- 3 成果の名称 野洲市南桜Ⅵ地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 野洲市南桜Ⅵ地区
- 5 認証年月日 平成30年10月12日

国土調査の成果の認証公告

野洲市南桜Ⅶ地区における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 野洲市
- 2 調査を行った時期 平成23年7月から平成25年3月まで
- 3 成果の名称 野洲市南桜Ⅶ地区の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 野洲市南桜Ⅶ地区
- 5 認証年月日 平成30年10月12日

国土調査の成果の認証公告

蒲生郡竜王町大字山面の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 竜王町
- 2 調査を行った時期 平成21年7月から平成25年2月まで
- 3 成果の名称 大字山面の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 蒲生郡竜王町大字山面の一部
- 5 認証年月日 平成30年10月12日

平成30年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)第5条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験日および科目
 - (1) 第1日目
 - ア 試験日時 平成31年2月5日(火)午後2時30分から午後4時まで
 - イ 科目
 - (ア) 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識
 - (イ) 実技試験 ふぐの種類および内臓の識別
 - (2) 第2日目
 - ア 試験日 平成31年2月6日(水) 試験時間は、受験票に記載する。
 - イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術
- 2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)

3 受験資格 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の規定による調理師の免許を受けている者

4 提出書類

- (1) 受験願書 1部
- (2) 調理師法第3条の規定による調理師の免許を受けていることを証する書類 1部
- (3) 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦5センチメートル、横5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

5 試験手数料 7,000円(滋賀県収入証紙による。)

6 受験願書の受付期間等および受付場所

- (1) 受付期間等 平成31年1月4日(金)から平成31年1月11日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。

なお、郵送による受験願書の受付は行わない。

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

- 滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75
- 滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200
- 滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 東近江市八日市緑町8-22
- 滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所) 彦根市和田町41
- 滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所) 長浜市平方町1152-2
- 滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市今津町今津448-45
- 大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号)に提出すること。

7 合格発表 平成31年3月6日(水)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問合せには一切応じない。

8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

- (1) 期間 平成31年3月6日(水)から平成31年4月3日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで(平成31年3月6日(水)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)
- (4) 持参するもの 平成30年度ふぐ調理師試験受験票
- (5) 開示する内容 科目別得点および総合得点
- (6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、一切応じない。

9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市高宮町2115番地24 森杉静夫	犬上郡多賀町大字富之尾字 小森池477番1の一部、477番3	244.59㎡	平成30.10.10	6534

一般競争入札の公告

平成31年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 平成31年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日について、定例検針日に合わせて変動するものとする。)
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帛帆2108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品 中分類:燃料・油脂・電力 小分類:都市ガス)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
- イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。
- ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。**(1) 必要とする書類**

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
- ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類
- エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類

(2) 提出期間 平成30年10月19日(金)から平成30年11月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)**(3) 提出場所 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213 (郵送による提出は、認めない。)**

- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、平成30年11月12日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。
- (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を平成30年11月15日(木)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる（FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。）。
- 5 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
 - (2) 契約条項を示す期間 平成30年10月19日(金)から平成30年11月30日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）
 - (3) 入札説明書の交付方法 (i)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「入札関連情報」の「物品・委託入札等情報」からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札および開札の日時および場所 平成30年12月4日(火)10時 滋賀県大津合同庁舎6-A会議室 大津市松本一丁目2-1
 - (6) 郵便（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限
ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
イ 受領期限 平成30年12月3日(月)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。
- 6 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。
- 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 8 契約書の作成の要否 要
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達

苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased: Commissioned service for city gas at Konan—Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline: 16:00, November 2, 2018
- (3) Bid submission deadline: 10:00, December 4, 2018 (Deadline for bid submitted by mail: 16:00 December 3, 2018)
- (4) For further information, contact: Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

平成31年度における琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 平成31年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センター都市ガス供給業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 琵琶湖流域下水道東北部浄化センターにおける都市ガスの供給業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(定例検針日に変動がある場合は、開始日および終了日についても、定例検針日に合わせて変動するものとする。)
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター(彦根市松原町1550番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品 中分類:燃料・油脂・電力 小分類:都市ガス)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (6) 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ア ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。

イ 入札参加資格確認の申請時までに適正な大口ガス供給条件等を定めていること。

ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者または個人もしくは法人の代表者の委任を受けた者(以下

「代表者等」という。)が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一でないこと。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
 - (1) 必要とする書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
 - ウ ガス事業法第3条の規定に基づくガス小売事業者としての登録が確認できる書類
 - エ 適正な大口ガス供給条件等を定めていることが確認できる書類
 - (2) 提出期間 平成30年10月19日(金)から平成30年11月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
 - (3) 提出場所 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213 (郵送による提出は、認めない。)
 - (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、平成30年11月12日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。
 - (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を平成30年11月15日(木)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)
- 5 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
 - (2) 契約条項を示す期間 平成30年10月19日(金)から平成30年11月30日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
 - (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「入札関連情報」の「物品・委託入札等情報」からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札および開札の日時および場所 平成30年12月4日(火)11時 滋賀県大津合同庁舎6-A会議室 大津市松本一丁目2-1
 - (6) 郵便(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限
 - ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - イ 受領期限 平成30年12月3日(月)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。
- 6 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。
- 7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 8 契約書の作成の要否 要
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者

とする。

- 11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for city gas at Touhokubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 16 : 00, November 2, 2018
- (3) Bid submission deadline : 11 : 00, December 4, 2018 (Deadline for bid submitted by mail : 16 : 00 December 3, 2018)
- (4) For further information, contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年10月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託業務名および数量 滋賀県電子入札システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県土木交通部監理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4116
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年9月28日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社日立システムズ関西支社 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 89,840,016円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年10月19日

滋賀県甲賀環境事務所長 明 石 達 郎

- 1 指定する区域の所在地 湖南省柑子袋字河原373番34の一部

2 指定する区域の表示 次の図のとおり

3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

